

第1分科会

総合的・包括的な性暴力被害者支援に向けて —予防教育を中心に

企画者・話題提供者：山本 千晶（フェリス女学院大学）

話題提供者：浦 尚子（福岡犯罪被害者支援センター理事長）

松村 歌子（関西福祉科学大学）・宮園 久栄（東洋学園大学）

1. 企画趣旨

現在、国による性暴力被害者支援は被害直後から中長期的な支援に限定されている。一方で、日本においては性暴力被害の多くが恋人や夫といった親密な関係や教員や上司といった継続する関係の中で生じているため、そもそも被害を相談できないことすら多く、国による被害者支援はそのような被害者には届いていないという問題がある。文部科学省と内閣府は近年「子どもを性暴力の当事者にしないための生命（いのち）の安全教育」を推進しているが、制度的な裏付けがないという限界から、モデル事業の委託自治体／団体は少数にとどまり、全国展開には程遠い状況にある。本分科会では、性暴力根絶条例に基づき性暴力対策を実施している福岡県の取組みや諸外国における予防教育、加害者教育の実践を例に、総合的・包括的な視点からのより実効性の高い被害者支援の制度化を検討する。

先行研究としては、山本「日本における性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの仕組みと課題」（『亜細亜女性法学』22号123-132頁,2019年）、浦「性暴力被害者支援センター・ふくおかの現在地」（『トラウマティック・ストレス』21巻1号,2023年）、松村・宮園ほか「DV加害者対応と被害者支援の交錯～DV事案を手掛かりに」（『司法福祉学研究』22号,2022年）、宮園ほか「性暴力被害の実態—全国の婦人相談員への調査結果から」（『女性犯罪研究の新たな展開』尚学社,2023年）などがある。本企画の実施に当たり、特段の倫理面の問題は生じない。

2. 発言要旨

（1）性暴力被害に関する日本の現状と課題（山本 千晶）

日本における性暴力の多くが恋人や夫といった親密な関係や教員や上司といった継続する関係の中で生じており、もっとも潜在化しやすい。2020年度の内閣府男女間調査によると、加害者は「交際相手・元交際相手」31.2%、「配偶者」17.6%、「元配偶者」12.0%の順で高くなっており、被害届はおろか、誰にも相談しなかった女性が58.4%にもものぼる。本報告では、まず親密な／継続的な関係における性暴力被害の特徴について整理し、早期介入と再発の予防という観点に立った支援の重要性を確認する。そして、これまで実施した福岡県をはじめとする数か所のワンストップ支援センター等に対する調査結果から、とくに

予防教育的な観点に立った支援の実践について検討し、日本における性暴力被害者支援の今後の課題を明らかにする。

(2) 性暴力被害者支援センター・ふくおかでの取組み (浦 尚子)

福岡県では、2019年に「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民を守る条例」が制定され性暴力被害者支援の充実がうたわれたことが根拠法となり、ワンストップ支援センター体制強化の推進力となっている。条例では「加害者を生まないための教育と啓発」、「被害者支援のための教育と啓発」について明文化したことによって、教育プログラムの実施に予算がついている。性暴力被害の影響の深刻さを考えるとき、性暴力をなくすことや被害の影響を最小限にとどめることが重要である。そこで、本報告では、性暴力根絶条例の概要および本条例に基づく施策の中でもとくに広報・啓発活動や性暴力対策アドバイザー派遣事業といった県と協働した予防教育における取組みを中心に報告する。

(3) 暴力防止プログラムの必要性と課題 (松村 歌子)

性暴力事案においては、心身両面から被害者に寄り添った支援が必要とされるのは当然のことであるが、性被害者のうち約6割が誰にも相談しない、相談したとしても警察に相談するのは3%程度といった統計結果からすると、事件化した案件でのみ加害者を処罰するだけでは性暴力事案の軽減につながらない。性被害の潜在化の傾向からすると、再犯・再被害防止のために加害者プログラムを受講させるだけでは不十分であり、すべての子ども達向けに、加害者・被害者を生まないための暴力防止プログラムの実施が必要であり、その根拠規定として、福岡県と同様の条例が各自治体で制定されることが望ましい。本報告では、暴力防止プログラムの必要性と課題について検討する。

(4) 国・自治体の施策のありかたなど (宮園 久栄)

政府は、2020年6月11日に「性犯罪・性暴力対策強化の方針」を取りまとめ「性犯罪・性暴力の根絶は、待ったなしの課題である。その根絶に向けて、誰もが、性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、社会全体でこの問題に取り組む必要がある」として、「刑事法の在り方の検討はもとより、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発の強化等の実効性ある取組を速やかに進めていく」ことを明言し、刑法改正を始め、様々な施策を展開している。2024年6月19日には「日本版DBS」の創設を含む、こども性暴力防止法が可決・成立した。一方、自治体も条例という形で性犯罪への対応を取っている。大阪府や長野県のように子どもに特化した「子どもを性犯罪から守る条例」、茨城県の「性暴力の根絶を目指す条例」等があるが、なかでも先駆的な条例として評価できるのは福岡県の「性暴力根絶条例」である。そこで、本報告では、こうした国・自治体の取組の検討を通して、性犯罪・性暴力の根絶を目指すためにどのような仕組みが必要か模索してみたい。